

南幌町プレミアム付商品券

参加店舗募集要項



- [名称] ……南幌町プレミアム付商品券
- [目的] ……町民の購買・消費活動の機運を誘発し、地域経済の再起動を促進するため、プレミアム付商品券を発行する。
- [発行者] ……南幌町
- [発行総額] ……25,000千円(5,000セット)
- [発行内容] ……1セット(500円×10枚=5,000円、うち共通券3,000円分、専用券2,000円分)を3,000円で販売
1世帯5セットまで購入可能
(利用可能額25,000円・購入額15,000円)
共通券：南幌町内の登録店舗すべて使用可能
専用券：南幌町内の大型店を除く登録店舗で使用可能
※大型店とは、建物面積が1,000㎡を超える町外に本社がある小売店
- [利用期間] ……令和4年6月25日(土)～令和4年9月30日(金)

1. 参加店舗の参加資格について

南幌町内に事業所、店舗等を有し、町内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるものとします。

ただし、次の事業者は除きます。

- (1) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っているもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- (4) 商品券利用対象とならないものの取引、商品のみを取り扱う店舗等

2. 参加店舗の募集について

(1) 申込方法

参加店の登録を希望される方は、この「募集要項」及び「誓約事項」に同意の上、「参加店登録申請書兼誓約書」に必要事項をご記入いただき、南幌町役場産業振興課商工観光グループにFAX、メール、郵送、持参にてお申込みください。

※記載された店舗名が「取扱店一覧表」に掲載されます。

〔申請書の提出先〕

●南幌町役場産業振興課商工観光グループ

〒069-0292 空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL：011-398-7201 FAX：011-378-2131

メールアドレス：g-syoukou@town.nanporo.hokkaido.jp

窓口：平日の8時30分～17時00分

※FAXの場合は必ず送付が完了しているか南幌町役場産業振興課商工観光グループに確認して下さい。

(2) 募集期間

令和4年5月23日（月）から6月15日（水）まで

※6月15日（水）までに申込をいただくと、商品券の販売時に配布する「取扱店一覧表」並びにホームページ上に店名を掲載します。

※6月15日（水）以降も申込を受け付けいたしますが、店名はホームページ上でのみの掲載となります。印刷物での「取扱店一覧表」には掲載されません。

(3) 登録

申込のあった事業者については、南幌町の承認を得て、参加店として登録いたします。ただし、登録後であっても申込内容に虚偽・不備等がある場合には登録を取り消す場合があります。また、商品券の利用期間中は、やむを得ない事由がないかぎり、登録を途中辞退できません。

3. 商品券の使用厳守事項

- (1) 本商品券は、物品の販売また役務の提供などの取引において利用可能です。
※上記以外において商品券を売買・流通させることは禁止します。
- (2) 本商品券は、参加店で有効期限内に限り利用できます。
- (3) 本商品券は、現金との引き換えはいたしません。また、釣り銭は支払わないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 本商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（南幌町）は責任を負いません。

4. 換金方法

(1) 振込先口座の事前登録

参加店は、「参加店登録申請書」提出時に合わせて金融機関の口座を事前に登録してください。

※原則、期間途中での口座の変更は認めません。また事前に登録いただいた口座以外への換金はいたしかねますのでご了承ください。

(2) 換金受付

- ① 使用済み商品券（裏面に使用済である旨の受領印を押印したものに限り、印鑑を持参の上、南幌町商工会で手続きをしてください。
- ② 換金申出書を作成の上、枚数を相互に確認した後、換金申出書の写しを受け取り願います。
- ③ 換金請求期限は、令和4年10月18日（火）までとし、期限を過ぎての換金には一切応じられません。

〔換金の受付先〕

●南幌町商工会

〒069-0237 空知郡南幌町栄町1丁目3番19号

TEL：011-378-2728 FAX：011-378-0730

(3) 提出書類

- ①使用済み商品券
- ②換金申出書

(4) 換金額の支払い

支払いは、再度審査した後、指定の口座に入金します。

5. 参加店舗の責務等

- (1) 参加店は、お客様に参加店であることがわかるように、店頭などにステッカー等の掲示を行ってください。
- (2) 商品券の利用を制限する商品やサービスがある場合は、各参加店独自でPOP等を作成し、表示してください。
- (3) 参加店舗は、お客様から商品券を受け取った際は、見本券と照合し、間違いがないか確認してください。偽造券の疑いがある場合は、受け取りを拒否し、南幌町へご連絡ください。
- (4) 本商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する販売行為はご遠慮ください。
- (5) 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため、商品券裏面に受領印を押印することとし、すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (6) 有効期限を過ぎた商品券を受け取らないでください。
- (7) 「北海道スタイル」安全宣言の取組みや新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「7つのポイントプラス1」に取り組むよう努力してください。
- (8) 事業実施期間中、国、北海道または南幌町から新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業者に対する協力要請が出た場合は、要請に応じてください。

6. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い
- (2) 国や地方公共団体等への支払い（税金、振込手数料、水道料金等の公共料金）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- (8) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) 商品券の交換又は売買
- (10) その他、南幌町が指定するもの

7. 参加店舗の取消等

参加店舗による「募集要項」に違反する行為が認められた場合、参加店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

8. その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、別途協議を行います。